８世道推第２２８号
令和８年１０月３０日

都市計画道路補助第２１７号線（成城一、二、三丁目）
用地取得方策検討及び土地区画整理事業化支援業務委託
プロポーザル実施説明書

１　業務委託の概要

（１）件名

都市計画道路補助第２１７号線（成城一、二、三丁目）
用地取得方策検討及び土地区画整理事業化支援業務委託

（２）目的

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第２１７号線（成城一、二、三丁目）（以下、「補助第２１７号線」という。）において、一部の権利者との用地交渉が難航しており、従来の用地取得手法のみでは、事業の進捗が困難となっている箇所がある。このため、従来の用地手法に加え、土地区画整理事業を活用した用地確保・道路整備の可能性について検討し、事業の進捗率を高める必要がある。

本業務では、当該路線全体を対象として道路事業の進捗状況、未買収地、道路代替地、土地利用状況等を踏まえ、土地区画整理事業の活用可能性を検討するとともに、適用可能な箇所を抽出及び事業化の優先順位を検討し、優先度の高い箇所について具体的な事業化を検討することを目的とする。

なお、事業化にあたっては、権利者の理解や協力を得ることが重要であることから、区と受託者が連携して、権利者との協議・調整を行うとともに、受託者は土地区画整理事業、土地・建物、補償等に関する専門的・技術的な支援を行い、事業の円滑な推進を図る。

（３）委託箇所（別紙１「案内図」参照）

補助２１７号線沿線（計画幅員１６ｍ、延長４３９ｍ）

（４）業務委託の内容

本業務では、概ね次に掲げる業務を実施する。なお、具体的な業務内容及び実施方法については、選定された受託候補者の企画提案を踏まえ、区と受託候補者との協議により決定する。

・路線全体における土地区画整理事業の活用可能性の検討
・未買収箇所の課題分析及び事業手法の比較検討
・土地区画整理事業の適用可能箇所の抽出及び比較検討
・事業化の優先順位の検討
・優先箇所における事業スキーム、施行方式等の検討
・事業計画、資金計画、事業スケジュール等の検討
・関係機関との協議・調整及び事業認可に向けた支援
・権利者等との合意形成に向けた支援
・事業認可後の換地、補償、工事等の事業実施に係る支援
・道路事業との工程調整及び用地確保に向けた支援

（５）履行期限

契約の日から令和１１年１２月まで（単年度契約）

（６）成果品

成果品の著作権は区に帰属するものとする。なお、各年度における成果品は、以下を想定している。

【令和８年度　成果品概要】

① 基礎資料整理・検討方針報告書
② 業務報告書
③ その他、区担当者が指示する資料

【令和９年度　成果品概要】

① 優先箇所事業化検討・事業認可支援報告書
② 路線全体における土地区画整理事業活用可能性検討報告書
③ 業務報告書
④ その他、区担当者が指示する資料

【令和１０年度　成果品概要】

① 優先箇所事業実施支援報告書
② その他適用可能箇所事業化検討報告書
③ 業務報告書
④ その他、区担当が指示する資料

【令和１１年度　成果品概要】

① 優先箇所事業実施支援報告書
② その他適用可能箇所事業化検討・事業認可支援報告書
③ 業務報告書（４箇年度の総括、残課題及び今後の対応方針を含む）
④ その他、区担当者が指示する資料

２　提案限度額

令和８年度　８，５００，０００円（消費税込み）

令和９年度から令和１１年度の契約額は、年度ごとの見積金額に基づく財政協議を経て、予算案が区議会で議決されることが条件となる。

また、委託業務の根拠となる都市計画道路事業の内容・スケジュールに変更が生じた場合、本業務についても見直す場合がある。

３　プロポーザル方式を採用する理由

本業務では、都市計画道路の未買収区間の解消という道路事業側の課題を起点として、土地区画整理事業の活用可能性の検討、導入候補地区の抽出、事業スキーム及び施行方式の検討、事業計画の策定、権利者との合意形成、関係機関との協議、事業認可に向けた手続き支援、認可後の事業実施までを一体的に進める必要がある。

本業務の実施にあたっては、土地区画整理事業に関する専門知識だけでなく、道路事業の進捗状況、個々の権利関係、土地利用状況及び現地条件等を的確に把握したうえで、未買収区間の解

消に効果的な事業手法を提案する能力が求められる。また、土地区画整理事業の導入にあたっては、権利者の理解や協力を得ることが不可欠であるため、制度や事業計画をわかりやすく説明するとともに、権利者の意向を踏まえながら合意形成を進めるための支援能力も必要となる。さらに、事業化に向けた検討から関係所管との協議、事業認可に向けた手続き、認可後の事業推進まで円滑かつ継続的に進めるためには、十分な専門性と実施体制を有する事業者を選定する必要がある。

このため、事業者の土地区画整理事業及び道路事業等に関する専門知識・技術力に加え、未買収区間の解消に向けた事業スキームの提案力、権利者との合意形成を支援する能力、実施体制及び業務遂行能力等を総合的に評価する必要があることから、プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

4　プロポーザルに参加できる者の資格

参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

（1）地方自治法施行例（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項（同令第１６７条の１１第１項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。

（2）世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。

（3）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（4）法人住民税（都道府県民税・区市町村民税）に滞納がないこと。

（5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。また、本条第４号又は第５号に掲げる者から委託を受けていない者。

（6）平成２８年度以降に、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構その他これらに準ずる公的機関から、土地区画整理事業、市街地整備事業、沿道整備その他面的整備に関する次のいずれかの業務を受託した実績を有すること。

①土地区画整理事業等の調査、計画又は事業化検討に関する業務

②土地区画整理事業等の事業計画の策定、認可手続き、換地設計等に関する業務

③土地区画整理事業等における地権者、関係権利者等との合意形成、調整又は事業推進支援に関する業務

④都市計画道路等の道路整備と土地区画整理事業等の面的整備を一体的に実施又は検討した業務

（7）前号の実績について、少なくとも１件は、土地区画整理事業等について、事業化又は事業推進に関する業務を受託した実績を有すること。

（8）本業務を適切に遂行するため、都市計画、土地区画整理、市街地整備、道路整備、事業計画、換地設計、権利調整及び関係機関協議等の各分野に関する専門的知識及び実務経験を有する技術者を配置できること。

（9）予定主任技術者は、都市計画、土地区画整理事業、市街地整備等に関する業務について、５年以上の実務経験を有すること。

（１０）予定主任技術者及び予定担当技術者について、それぞれ１名以上は次のいずれかの資格等

を有すること。なお、予定主任技術者と予定担当技術者の兼務は認めない。

予定主任技術者

①技術士　建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門

②ＲＣＣＭ（都市計画及び地方計画）

③土地区画整理士

④認定都市プランナー

⑤上記①から④と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

予定担当技術者

①技術士　建設部門「都市及び地方計画」又は「道路」

②ＲＣＣＭ（「都市計画及び地方計画」又は「道路」）

③土地区画整理士

④認定都市プランナー

⑤上記①から④と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

（１１）予定主任技術者又は担当技術者のうち１名以上は、土地区画整理事業等における事業計画、換地設計、認可手続き又は地権者等との調整について、実務経験を有すること。

（１２）提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（１３）プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）その他これらに準ずる情報管理に関する認証を取得していること。または、自社において個人情報及び情報セキュリティに関する規定を整備していること。

（１４）本業務における補償関係者と技術者、担当者間において、資本的及び人的関係がないこと。

（１５）都市計画道路補助第２１７号線（成城一、二、三丁目）用地取得方策検討及び土地区画整理事業化支援業務委託プロポーザル審査委員会の構成員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。構成員は以下のとおり。

委員長	道路・交通計画部長	堂下　明宏
委　員	道路・交通計画部道路事業推進課長	田波　剛
委　員	道路・交通計画部道路計画課長	岸本　隆
委　員	防災街づくり担当部市街地整備課長	小林　正光
委　員	砧総合支所街づくり課長	市川　泰史

5　説明書の交付期間、方法

（1）交付期間

令和８年１０月３０日（金）から令和８年１１月１２日（木）（午後５時まで）

（2）交付方法

世田谷区ホームページよりダウンロード

世田谷区のホームページのトップページ＞区政情報＞契約・入札情報＞発注情報＞現在実施中のプロポーザル情報＞住まい・街づくり・環境

6　参加表明書の提出

本業務の業者選定に参加する場合は、以下のとおり関係書類を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１１月１２日（木）午後５時まで（必着）

持参の場合は、土、日、祝祭日を除く午前９時から午後５時まで

（２）提出方法

郵送または持参

（３）提出書類及び書類作成に係る留意事項

１）参加表明書【様式１】

２）世田谷区入札参加資格の受付書（写し）

３）法人概要が分かるパンフレット等

４）予定技術者の業務実績等【様式２－１、２】

本業務に従事する主任技術者、担当技術者の本業務における役割、本業務に関連する保有資格等、４（６）に記載の業務実績について、具体的かつ簡潔に記載すること。また、同種業務（※１）の実績がある場合は明記すること。

※１　都市計画道路等を対象とし、道路事業の進捗状況、用地取得状況、未買収地、道路代替地、土地利用状況等を踏まえ、土地区画整理事業等の面的整備手法の活用可能性を検討するとともに、適用可能箇所の抽出、事業化の優先順位の検討及び具体的な事業化の検討を行った業務をいう。

（４）提出部数　上記（３）１）～４）を各１部

（５）提 出 先　下記１７のとおり

７　企画提案書等の提出者を選定する基準

本件担当課が参加表明書の記載内容より、参加表明書を提出した法人の参加資格の有無の確認のみ行う。参加資格の確認ができた者にはプロポーザル招請通知を送付し、参加資格の確認ができなかった者には提案書の提案者に選定されなかった旨を通知する。なお、確認事項は上記４のとおりとする。

８　企画提案書等の提出

上記７において選定された者は、別紙２「企画提案書作成要領」を確認の上、以下のとおり、関係書類を提出すること。

（１）提出期限

令和８年１２月１１日（金）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

電子メール（電子メールアドレスは招請通知内にてお知らせする。）

（３）提出書類

１）企画提案書（様式自由、Ａ３サイズ片面１０枚以内）

２）参考見積書（様式自由、消費税込とし、年度毎の内訳書を含む。）

３）会社概要（パンフレット等、様式自由）

（４）提出部数

１）正本１部

法人名を表紙に記載すること。

２）副本１部

法人名は記載しないこと。また、法人名が類推できるような表現は避けること。

（５）提 出 先

下記１７のとおり

９　質問書の受付及び回答

（１）受付期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月２４日（火）午後５時まで

（２）質問方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書【様式３】を用いて電子メールにて提出すること。（電子メールアドレスは招請通知内にてお知らせする。）電話や窓口での質問には応じない。

（３）質問先

下記１７のとおり

（４）回答方法

令和８年１１月２７日（金）までに電子メールにて全ての参加者対し回答する。

１０　企画提案書を特定するための審査方法及び評価基準

企画提案書等を提出した候補者の中から、企画提案書等の書類審査の実施により順位を決定する。

（１）審査予定日

令和８年１２月中旬（予定）

（２）審査方法

提出された企画提案書等は、別に定める審査委員会を設置し、要領に定める審査事項及び評価基準に基づき、審査・配点し、総合点により順位を決定する。

（３）評価基準

下記１１のとおり

１１　評価基準

審査項目	審査の視点	配点
企業体制	・法人として同種業務（※１）の実務実績を有しているか ・過去の業務実績を踏まえ、土地区画整理事業、市街地整備、都市計画道路事業等に関する専門的知識及び実務能力を有し、本業務においても面的整備に関する能力を十分に発揮できると認められるか。 ・地権者、関係権利者、関係機関等との調整を含む事業推進を適切に行うことができる体制となっているか ・４箇年度にわたり安定的に業務を遂行できる体制が確保さ	４０点

	れ、技術者の変更等が生じた場合にも業務の継続性を確保できるか	
予定技術者実績 （主任技術者） （担当技術者）	・本業務に必要な専門的知識及び技術力を有しているか ・土地区画整理事業の事業化および事業化後に必要となる実務実績を有しているか ・地権者、関係権利者及び関係機関との調整を行う業務の経験を有しているか	４０点
業務計画	・本業務の目的及び内容を十分に理解し、具体的かつ実現性のある業務計画となっているか。 ・各年度の業務が効果的かつ連続的に進められる工程及び業務管理方法が示されているか。 ・事業化及び事業推進において想定される課題やリスクを把握し、適切な対応策が計画されているか。	６０点
特定テーマに対する提案	・対象路線の現状や地域の特性、都市計画道路事業及び土地区画整理事業に係る課題を的確に把握しているか。 ・提案内容が具体的かつ実現性のあるものであり、事業化及び事業推進上の課題に対する解決策や創意工夫が示されているか。 ・都市計画道路事業と土地区画整理事業の効果及び課題を踏まえ、事業化に向けた適切な事業手法や事業の進め方が具体的に提案されているか。 ・権利者等への説明、意見把握及び意見反映の方法、継続的な合意形成の進め方や区への支援について、具体的かつ実効性のある提案となっているか。 ・提案内容が分かりやすく整理され、明確に示されているか。 ・業務終了後も事業を継続的に推進できるよう、次の段階を見据えた成果や仕組みが提案されているか。	６０点
参考見積書	・提案された業務内容や実施体制に対して、適切かつ妥当なものであるか	なし（※２）

※１　都市計画道路等を対象とし、道路事業の進捗状況、用地取得状況、未買収地、道路代替地、土地利用状況等を踏まえ、土地区画整理事業等の面的整備手法の活用可能性を検討するとともに、適用可能箇所の抽出、事業化の優先順位の検討及び具体的な事業化の検討を行った業務をいう。

※２　参考見積書の内容が、提案内容に対し不適切と判断できる場合は特定しない。

１２　候補者の選定

審査委員会による企画提案書等の審査の結果、総合点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定する。

１３　提案者が１社の場合の審査及び選定

提案者が一社の場合の審査は、企画提案書等の審査の結果、総合点が全審査委員の配点総計に対して５割以上獲得している場合、委託先の第一候補者として選定する。

１４　審査結果の通知

審査結果は、令和８年１２月中旬（予定）に全ての企画提案書等を提出した者に、電子メールにて通知する。

１５　選定スケジュール（予定）

○手続き開始の公告	令和８年１０月３０日（金）
○説明書の配布期間	令和８年１０月３０日（金）から 令和８年１１月１２日（木）午後５時まで
○参加意思表明書受付期間	令和８年１０月３０日（金）から 令和８年１１月１２日（木）午後５時まで
○プロポーザル招請通知	令和８年１１月１６日（月）
○プロポーザル質問書受付期間	令和８年１１月１６日（月）から 令和８年１１月２４日（火）午後５時まで
○質問回答書発送	令和８年１１月２７日（金）まで
○企画提案書等の提出期限	令和８年１２月１１日（金）午後５時まで
○審査委員会	令和８年１２月中旬（予定）
○審査結果の通知	令和８年１２月中旬（予定）

１６　その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限る

（２）契約保証金：免除

（３）契約書作成の要否：要

（４）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先と随意契約により締結する予定がある。なお、委託業務の内容や根拠となる都市計画事業のスケジュール等に変更が生じた場合、令和９年度以降の契約を締結しないことがある。

（５）区は、この案件に参加する意思を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、企画提案書を特定した理由（審査結果等）を公表することができるものとする。

（６）参加表明書、企画提案書の作成、提出に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

（７）企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

（８）選定されなかった場合においても、企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

（９）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。また、企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。

ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者で

あるとの区担当課の了解を得なければならない。

（１０）企画提案書の内容は事業者の選定にのみ使用し、区はその提案内容に拘束されないものとする。

（１１）この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。

（１２）受託者は関係法令、条例（個人情報保護条例を含む)、規則を遵守すること。

１７　担当課

世田谷区 道路・交通計画部 道路事業推進課 道路事業推進担当　柿澤、飯田、六田

〒１５８－００９４　世田谷区玉川１－２０－１（二子玉川分庁舎Ａ棟３階Ａ３２）

電話０３－６４３２－７９４３

【別紙１】

案内図



：都市計画道路計画線

【別紙２】

企画提案書作成要領

１　提出書類

（１）企画提案書（様式自由、Ａ３サイズ片面１０枚以内）

（２）参考見積書（様式自由、消費税込とし、年度毎の内訳書を含む。）

（３）会社概要　（パンフレット等、様式自由）

２　企画提案書の作成

以下のとおり作成し、提出すること。

（１）書式

Ａ３サイズ、横書きとし、段組等のページレイアウトは自由とする。

（２）文字の大きさ

１１ポイント以上とする。

（３）企画提案書の記載事項

１）特定テーマに対する提案

特定テーマ１	【都市計画道路の整備を推進するための土地区画整理事業等の活用可能性及び候補箇所の抽出】 道路事業の進捗状況、未買収地及び道路代替地の位置、権利関係、権利者数、土地・建物の状況、土地利用状況等を踏まえ、単独買収による道路用地の取得と土地区画整理事業等を活用した道路用地の確保について比較検討するとともに、土地区画整理事業の活用が有効と考えられる箇所を抽出するための着眼点、評価項目、評価方法及び検討の進め方を提案すること。
特定テーマ２	【土地区画整理事業等の事業化に向けた優先順位及び事業スキームの検討】 特定テーマ１で抽出される箇所について、権利関係、権利者等の意向、土地・建物の状況、道路代替地の活用可能性、道路工事の施工計画及び工程等を踏まえ、事業化の優先順位を検討するための考え方を提案すること。 また、優先度が高い箇所について、施行区域、施行方式、事業主体、事業計画、資金計画等を踏まえ、道路事業との整合を図った事業スキーム及び事業化に向けた進め方を提案すること。
特定テーマ３	【道路事業及び土地区画整理事業等を円滑に進めるための合意形成及び区への支援】 道路事業及び土地区画整理事業等の事業化を円滑に進めるため、これまでの用地交渉等の経過、権利者等の意向及び権利関係等を踏まえた権利者等との合意形成の進め方を提案すること。 また、説明資料等の作成、協議への同席、専門的・技術的な助言、協議内容の整理・記録等、区等に対する具体的な支援方法を提案す

	ること。
特定テーマ４	【４箇年度にわたり本事業を円滑に進めるための業務工程及び事業推進方策】 特定テーマ１から３までの提案内容及び区が想定する各年度の業務内容を踏まえ、４箇年度にわたる業務工程、各年度の到達目標、成果の引継ぎ及び業務推進方策を提案すること。 特に、優先箇所について、事業化に向けた検討、権利者等との合意形成、関係機関との協議、事業計画、資金計画等の具体化、必要な手続き等を、道路事業の施工計画及び工程との整合を図りながら、どのような段階で進めるかを具体的に提案すること。

２）留意事項

ア）対象路線及びその周辺の状況について

・対象路線における道路事業の進捗状況、取得済地及び未買収地、道路代替地の位置等については、別紙３「対象地位置図」及び別紙４「対象地一覧表」を参照すること。

イ）道路工事の施工計画について

・道路工事は、路線を概ね南北に分け、段階的に施工することを予定している。
・南側区間については、大規模な擁壁の設置を予定しており、都市計画道路区域外への影響も想定される。
・道路整備に併せて、電線共同溝の整備を予定している。
・道路工事の施工計画及び工程については現在検討中であり、今後変更となる可能性がある。

エ）各年度における区が想定する主な業務内容

【概略】

年度	＜優先箇所＞	＜その他適用箇所＞
令和８年度	基礎資料の収集・整理 事業化に向けた課題把握 優先箇所の選定	基礎資料の収集・整理 検討対象箇所の選定 検討方針・評価方法の整理
令和９年度	事業手法の具体化 関係者との調整 事業認可取得	路線全体の適用可能性の検討 候補箇所の抽出 優先順位付け
令和１０年度	事業実施に向けた具体的な検討・調整支援	適用可能箇所の事業スキーム等の検討 事業化の実施条件の整理
令和１１年度	事業の進捗管理・課題整理 関係者との調整支援	事業化を進める箇所の計画具体化・認可等への対応 その他の箇所の継続検討

【詳細】

＜優先箇所＞

令和８年度	○対象路線における道路事業の進捗状況、用地取得状況等の基礎資料の収集・整理 ○未買収箇所の現況、未買収の要因及び事業化に向けた課題の整理 ○優先箇所の選定 ○土地区画整理事業等の活用可能性に関する基礎的な検討及び事業化に向けた検討事項・今後の進め方の整理
令和９年度	○優先箇所における事業手法、施行方式及び事業スキームの検討・具体化並びに事業化に向けた課題の整理 ○事業計画、資金計画及び事業スケジュールの検討 ○権利者等の意向把握及び合意形成に向けた説明・調整支援 ○関係機関との協議・調整及び事業認可までの手続・工程の確認 ○事業認可に必要な図書の作成及び認可手続の支援 ○令和９年度中の事業認可取得並びに認可後の事業施行開始に向けた準備・着手支援
令和１０年度	○事業計画に基づく事業実施の支援 ○換地、補償及び工事等の実施に向けた検討・調整支援 ○権利者等との合意形成及び関係機関との協議・調整支援 ○都市計画道路事業との工程調整及び用地確保に向けた支援
令和１１年度	○事業の進捗管理及び事業実施上の課題整理 ○換地、補償及び工事等の進捗に応じた関係者との調整支援 ○権利者等との合意形成及び関係機関との協議・調整支援 ○都市計画道路事業との工程調整及び用地確保に向けた支援・都市

＜その他適用箇所＞

令和８年度	○対象路線における道路事業の進捗状況、用地取得状況等の基礎資料の収集・整理 ○未買収箇所及び道路代替地等の現況・課題の整理 ○土地区画整理事業等の活用可能性に関する検討方針及び評価方法の整理 ○優先箇所以外の検討対象箇所の整理及び次年度以降の業務実施計画の検討
令和９年度	○路線全体を対象とした土地区画整理事業等の活用可能性及び未買収箇所の課題の分析・検討 ○土地区画整理事業等の適用可能箇所の抽出・比較検討及び事業化の優先順位の検討 ○各箇所の事業化に向けた課題及び必要な調整事項の整理 ○権利者等との合意形成に向けた支援

令和１０年度	○適用可能箇所における事業スキーム、施行方式及び施行区域等の検討 ○事業計画、資金計画及び事業スケジュールの検討 ○施行主体及び事業実施上の課題の整理 ○関係機関との協議・調整及び権利者等の意向把握 ○事業化に向けた実施条件及び今後の進め方の整理
令和１１年度	○事業化を進める箇所の事業計画等の具体化 ○事業認可等に向けた必要図書及び手続の整理・作成支援 ○関係機関との協議・調整及び権利者等との合意形成支援 ○都市計画道路事業との工程調整及び用地確保に向けた支援 ○その他の適用可能箇所に係る継続的な事業化検討

３　参考見積書の作成

以下のとおり作成し、提出すること。

（１）書式

自由様式とする。

（２）その他

４箇年度全体及び単年度ごとの金額がわかる内容とすること。

また、内訳については、企画提案書（特定テーマ４）において記載する内容と整合可能な出来る限り詳細なものとすること。なお、令和９年度以降の見積書の作成に用いる技術者単価は、令和８年度の単価を用いること。金額は円単位とし、消費税を含むものとする。

４　会社概要の作成

（１）書式

既存のパンフレット等、様式は自由とする。

５　提出部数

（１）正本１部

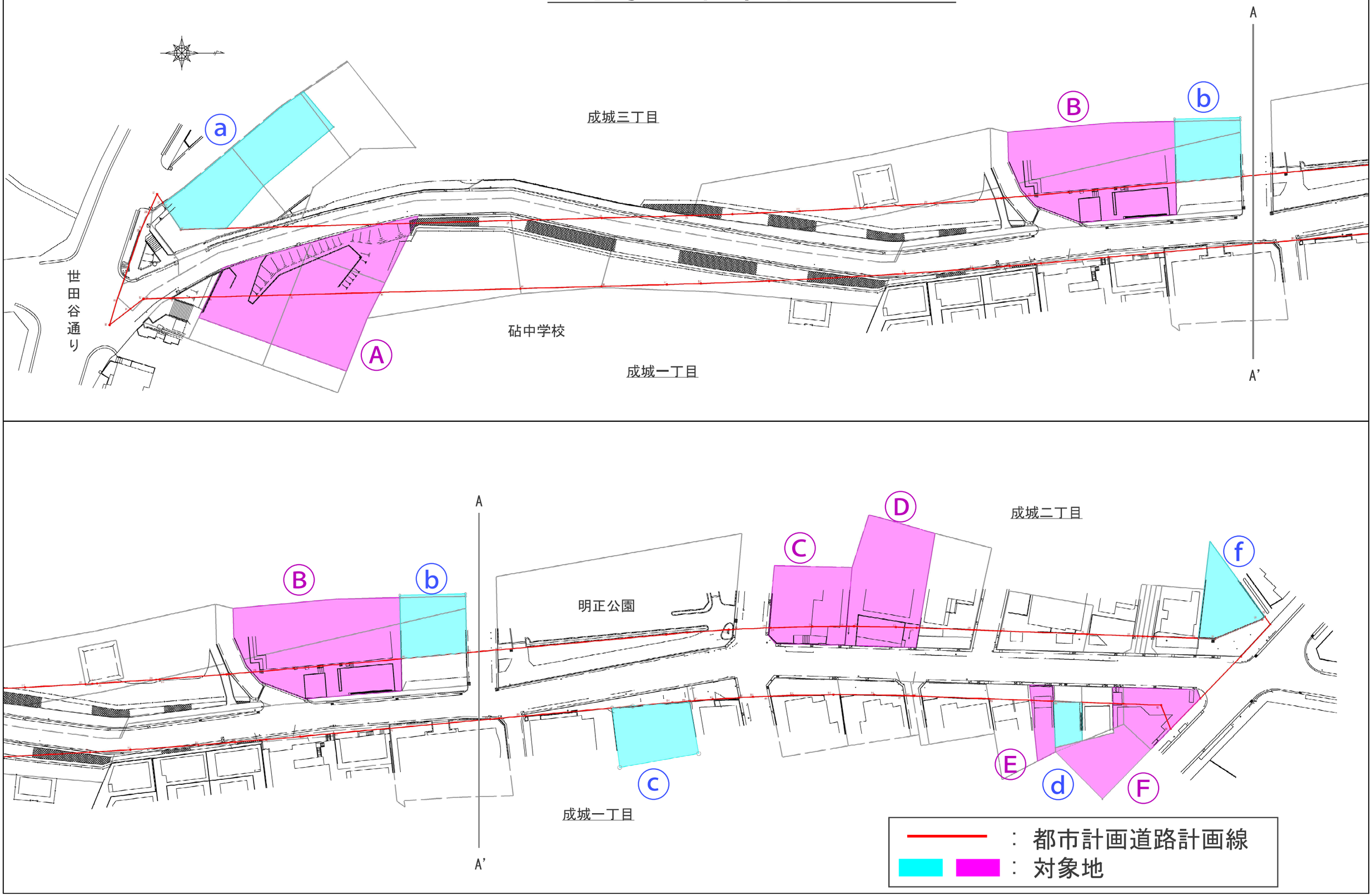
法人名を表紙に記載すること。

（２）副本１部

法人名は記載しないこと。また、法人名が類推できるような表現は避けること。

対象地位置図 1/800(A3)

【別紙３】



対象地一覧表

【別紙４】

＜道路事業用地及びこれと一体をなす同一所有者の土地・建物＞

番号	地番	公簿面積（㎡）	土地所有者	建物構造	延べ床面積（㎡）	備考
A	成城一丁目118-112	300.82	1			
	成城一丁目118-124	383.47				
	成城一丁目118-125	185.12				
B	成城三丁目198-7	370.66	20 （区分所有者）	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	1617.76	所有権敷地権
	成城三丁目198-8	430.72				
C	成城二丁目191-3	330.65	3	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階	177.64	
D	成城二丁目191-1	498.04	1	木造ストレートぶき2階建	404.25	
E	成城二丁目181-27	82.66	1	木造ストレートぶき2階建	68.92	
F	成城二丁目180-2	166.42	2	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺5階建	744.11	
	成城二丁目180-3	189.47				
	成城二丁目180-4	21.49				
	成城二丁目180-5	3.59				

＜道路代替地として活用を想定する区有地＞

番号	地番	実測面積（㎡）	土地所有者
a	成城三丁目1159-133	11.12	世田谷区
	成城三丁目1159-134	232.91	
	成城三丁目1159-136	248.35	
b	成城三丁目198-9	68.67	
	成城三丁目198-10	144.26	
	成城三丁目198-21	9.28	
d	成城一丁目118-309	244.45	
e	成城二丁目180-1	64.66	
f	成城二丁目183-1	183.58	